

法人市民税の計算（事業年度中途の転入出の場合）

非分割法人で、事業年度中途で他（当）市に転入出した場合の法人市民税は、次のように算出します。（地方税法第321条の13③、④）

例：転入の場合

- ① 事業年度：4月1日～3月31日
- ② 資本金：1億円以下
- ③ 法人税額（課税標準額）：150,000円
- ④ 他市からの移転日：5月30日（異動申告記載の日付）
- ⑤ 4月末従業員数（廃止日の属する月の前月末日の従業員数）：5人
- ⑥ 3月末従業員数（確定申告書記載の従業員数）：5人

1. 法人税割の算出

事業年度中途で廃止された事業所の場合の計算式

$$\frac{\text{廃止日の属する月の前月末日の従業員数} \times \text{その事業年度中において所在した月数}}{\text{その事業年度の月数}}$$

※月数は、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする（切上げ）。

上記の計算式により、税割算出の基礎となる他市・当市それぞれの従業員数を按分する。

$$\boxed{\text{他市：} 5 \text{人} \times 2/12 \text{月} = 0.83 \div 1 \text{人}} \quad \boxed{\text{当市：} 5 \text{人} \times 11/12 \text{月} = 4.58 \div 5 \text{人}}$$

（※1人に満たない端数は切上げし、法人税割計算上の総従業員数は1人+5人=6人）

法人税割額は、

$$150,000 \text{円} \times 5/6 \text{人} = 125,000 \text{円（分割法人における課税標準額）}$$

$$125,000 \text{円} \times 12.3\% = 15,375 \div 15,300 \text{円（100円未満切捨）} \cdots \text{㉑}$$

2. 均等割額の算出

事業年度中途で新設・廃止された事業所の場合の計算式

$$\frac{\text{均等割} \times \text{事務所を有していた月数}}{12 \text{ヶ月}}$$

※月数は暦に従って計算し全部が1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

均等割額は、

$$50,000 \text{円} \times 10/12 \text{月} = 4,166 \div 41,600 \text{円（100円未満切捨）} \cdots \text{㉒}$$

3. 法人市民税額

$$\text{㉑} + \text{㉒} = 56,900 \text{円}$$